平成２２年（フ）第５６７６号
大阪府門真市栄町27番９号
破産者　櫛間　　浩
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５４号
兵庫県伊丹市中野北４丁目２番６―223号
破産者　生原　　愛
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５６９号
香川県高松市桜町１丁目３番26―601号
破産者　井上　　勉
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５７１号
香川県高松市香川町川東上1961番地３、開始決定時の住所香川県高松市東植田町456番地１
破産者　大荒　敏弘
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８７号
青森県平川市猿賀石林142番地１、開始決定時の住所青森県平川市館田前田228番地２
破産者　古川　公美
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８５号
青森県弘前市大字下白銀町17番地15　パークサイドナリタＢ―102号
破産者　野呂　　勝
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４０号
福島県いわき市泉町滝尻字定ノ田182番地の３
破産者　宮阪　則彦（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖７丁目12869番地51
破産者　穐津　浩太
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７５号
横浜市栄区上郷町652番地３
破産者　佐藤　　勉
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０６号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番10―905号
破産者　畠山　　正
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１７号
神奈川県藤沢市辻堂６丁目19番19号オークデンヴィラ201、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾中台22番24―104号
破産者　門脇　拓也
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１８号
神奈川県藤沢市辻堂６丁目19番19号オークデンヴィラ201、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾中台22番24―104号
破産者　門脇　陽子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７９号
横浜市港南区港南４丁目12番39―105号
破産者　渡邊　高士
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１１号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目16番７号
破産者　中村　和賀
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８７号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目49番12―105号
破産者　吉川　直子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３号
新潟県長岡市喜多町2616番地２、申立時の住所新潟県長岡市高野町266番地
破産者　田中　　仁
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
長野市大字北堀427番地２、前住所長野市三輪３丁目18番３号
破産者　木村　　明
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係